平成30年9月10日 号 外  $\bigcirc$ 岡 尚 Щ 県 山 庁 用 自 訓 動車 目 県 管 理 公 規程 令】 次 (県例  $\mathcal{O}$ 報 規 部 集 改 登 載) 正 発 行 用 畄 度 担 Ш 課 当 課 (室) 目 次 担 当 課 (室)

, 中 一

出 先 機 関

Ш 庁 管理規程 昭 和五 十年岡 山県訓 令第 + 号)  $\mathcal{O}$ 部を次 0 よう

平成三十年九月十日

山県知事 伊原木 隆 太

第四 項中 が 使用する」 を 「を使用する」 に改める。

号外

を削 項中 り、 同項第一号中 「に規定する」を 「運転できる免許」 \_ の \_ に 改め、 「(第十条に を 「運転免許」 おい に て 改 運 転 同条に

3 ことができる。 法律第二百二十三号) 以項にお 復興に関する法律 等対策特別措置法 措置に関する法律 所属長は、 V て同じ。) 必要があると認めるときは、 (平成二十五年法律第五十五号) (平成二十四年法律第三十一号) を第十条の二の (平成十六年法律第百十二号) 第三十二条第一項、 運転者台帳に登録し、 派遣職員 武力攻撃事態等における国民 第百五十四条、 第五十六条第一 (災害対策基本法 第四十四条又は大規模災 庁用 自 新型インフル 項 車を (昭 運転させ 和三十六 工

岡山県公報

じめ庁用自動車の使用を認める用務の 所属長は、 に限 り庁用自動車 前項の 規定により派遣職員に庁用自動車を運転させる場合に の使用を認めるものとする。 範囲を定め、 当該派遣職員に徹底した上で当該 は、

平成30年9月10日

第九条中 「の登録」を「又は第三項の規定による登録」に改める。

に改め 者台帳に登録した者が同項各号」 を「所属長は、第八条第一項又は第三項の規定により運転者台帳に登録した者」 「所属長は」を削り、 一項中「運転職員が第八条第一項各号」を「第八条第一項の規定に 同項を同条第三項とし、 に改め、 同条第二項中 同条第一項の次に次の 「前項」を 「前二項」

カ に 所属長は、 該当するとき は 条第三項 登 録 を取 0 規定に り 消さなけ より 運転者台帳 登録 た者が前条各号 11

## 附則

この訓令は、公布の日から施行する